

令和 3 年社会福祉法人の運営等参考資料 役員及び評議員の任期満了を伴う定時評議員会の開 催に向けた社会福祉法人運営上の留意点について

令和 3 年 1 月 2 6 日

この資料は、「指導監査ガイドライン」に基づき
令和 3 年 1 月に作成したものであり、今後の同ガイド
ラインの改正等により変更が生じることがあることを
御了承願います。



概要・略称一覧

概 要

1. 理事から各監事へ事業報告等及び計算関係書類の提出	2
2. 監事監査の実施、監査報告の作成	6
3. 理事会議案の調整	7
4. 理事会招集通知の発出	13
5. 理事会の開催	14
6. 事業報告等、計算関係書類及び監査報告を事務所に備え置き	20
7. 定時評議員会議案の調整	21
8. 定時評議員会招集通知の発出	22
9. 定時評議員会の開催	23
10. 新役員による理事会の議案の調整	28
11. 新役員による理事会の招集通知の発出・理事会の開催	29
12. 評議員選任・解任委員会の招集・開催	31
13. 資産の総額等の登記	32

【略称一覧】

- ・ **指導監査ガイドライン**：「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知（R2.9.11付け一部改正版）
- ・ **法人**：社会福祉法人
- ・ **法**：社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・ **令**：社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）
- ・ **規則**：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- ・ **認可通知**：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）
- ・ **審査基準**：認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」
- ・ **定款例**：認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」
- ・ **審査要領**：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障第59号・社援第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」
- ・ **徹底通知**：「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）
- ・ **入札通知**：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知）
- ・ **会計省令**：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）
- ・ **運用上の取扱い**：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）
- ・ **留意事項**：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）
- ・ **平成28年改正法**：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）
- ・ **平成28年改正政令**：社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）
- ・ **参考文例**：社会福祉法人運営事務参考文例（令和2年2月21日 宮城県社会福祉課団体指導班）

理事から各監事へ事業報告等及び計算関係書類の提出①

- 事業報告等（事業報告及びその附属明細書）、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）、財産目録を漏れなく提出する。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P14）

- 決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録（以下「計算関係書類等」という。）を作成し、所轄庁に提出しなければならない（法第59条）。
- 計算関係書類等を所轄庁に提出するにあたっては、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けたものでなければならない（法第45条の30、規則第2条の40）。ただし、会計監査人設置法人においては、一定の要件（注1）を満たす場合には、計算書類及び財産目録については定時評議員会においてその内容を報告することで足りる（法第45条の31、規則第2条の40）。
（注1）会計監査人設置法人が、次の①から③の全ての要件を満たす場合には、計算書類又は財産目録について、評議員会の承認を要さず、報告で足りることとなる（規則第2条の39、第2条の40）。
 - ① 計算書類又は財産目録についての会計監査報告に無限定適正意見が付されていること
 - ② 会計監査報告に関する監事の監査報告に、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと
 - ③ 計算書類又は財産目録について、特定監事が期限までに監査報告の内容を通知しなかったことにより、監事の監査を受けたものとみなされたものでないこと
- 計算関係書類等について理事会の承認を受けるにあたっては、監事の監査を受けなければならない。会計監査人を置く場合は、監事の監査に加え、計算関係書類等について会計監査人の監査を受けなければならない

【定款例】

（事業報告及び決算）

第三条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5)貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1)監査報告
- (2)理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4)事業の概要等を記載した書類

参考文例18

- ・ 事業報告の附属明細書（補足する重要事項がない場合）

理事から各監事へ事業報告等及び計算関係書類の提出②

- 事業報告等（事業報告及びその附属明細書）、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）、財産目録を漏れなく提出する。

計算書類

【指導監査ガイドライン抜粋】（P 61～62,63,65）

① 貸借対照表

- イ 法人単位貸借対照表
- ロ 貸借対照表内訳表
- ハ 事業区分貸借対照表内訳表
- ニ 拠点区分貸借対照表

中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略可。中区分についてやむを得ない場合、勘定科目の追加可。

② 資金収支計算書

- イ 法人単位資金収支計算書
- ロ 資金収支内訳表
- ハ 事業区分資金収支内訳表

大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略可。ただし、追加・修正は不可。

ニ 拠点区分資金収支計算書

小区分までを記載し、必要のない勘定科目の省略可。中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加可。小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けることが可。

③ 事業活動計算書

- イ 法人単位事業活動計算書
- ロ 事業活動内訳表
- ハ 事業区分事業活動内訳表

大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略可。ただし、追加・修正は不可。

ニ 拠点区分事業活動計算書

小区分までを記載し、必要のない勘定科目の省略可。中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加可。小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けることが可。

理事から各監事へ事業報告等及び計算関係書類の提出③

- 事業報告等（事業報告及びその附属明細書）、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）、財産目録を漏れなく提出する。

附属明細書

【指導監査ガイドライン着眼点】（P75～P76）

- 法人が作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は次のとおりであり、様式は、運用上の取扱いにおいて定められている(別紙3(㉑)から別紙3(㉒)まで)。ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略可能である。また、一部の附属明細書(注1及び注2)については、複数の附属明細書のうちのいずれかを作成すればよい。

注1) 10拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉑))及び11拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉒))

	10拠点区分 資金収支明細書	11拠点区分 事業活動明細書
介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点区分	省略可	要作成
子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点区分	要作成	省略可
上記以外の事業を実施する拠点	いずれか一方を省略可	
サービス区分が1つの拠点区分	どちらも省略可	

注2) 就労支援事業に係る附属明細書(別紙3(㉓)-1から(㉔)-2まで)

	省略可能な事項等
作業種別ごとに区分することが困難な場合	作業種別の区分
サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合	・16就労支援事業製造原価明細書及び17就労支援事業販管費明細書に代えて18就労支援事業明細書 ・16-2就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)及び17-2就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)に代えて18-2就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)

- 附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類における金額と一致していなければならない。

	法人全体	拠点区分
1 借入金明細書	○	
2 寄附金収益明細書	○	
3 補助金事業等収益明細書	○	
4 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○	
5 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	○	
6 基本金明細書	○	
7 国庫補助金等特別積立金明細書	○	
8 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書		○
9 引当金明細書		○
10 拠点区分資金収支明細書		○
11 拠点区分事業活動明細書		○
12 積立金・積立資産明細書		○
13 サービス区分間繰入金明細書		○
14 サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書		○
15 就労支援事業別事業活動明細書		○
15-2 就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)		○
16 就労支援事業製造原価明細書		○
16-2 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)		○
17 就労支援事業販管費明細書		○
17-2 就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)		○
18 就労支援事業明細書		○
18-2 就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)		○
19 授産事業費用明細書		○

理事から各監事へ事業報告等及び計算関係書類の提出④

- 事業報告等（事業報告及びその附属明細書）、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）、財産目録を漏れなく提出する。

注記

【指導監査ガイドライン着眼点】（P73～P74）

- 計算書類においては、その内容を補足するために、法人全体及び拠点区分ごとに注記事項が次のとおり定められている。なお、拠点区分が1つの法人は、法人全体と同一の内容となるため、拠点区分に関する注記は省略できるとされている。また、注記事項に該当がない場合には、事項によって、記載自体を省略できるものと、「該当なし」と記載するものがあるため、留意する必要がある。
- 注記事項のうち下記については、計算書類における金額の補足であるため、計算書類の金額と一致していなければならない。
 - ・ 基本財産の増減の内容及び金額（注記事項の6）
 - ・ 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し（注記事項の7）
 - ・ 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（注記事項の9）
 - ・ 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（注記事項の10）

※社会福祉法人会計基準改正（令和2年9月11日）により、注記事項に「合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」（注記事項15）が追加され、令和3年度決算において適用される。

注記事項	法人全体	拠点区分	該当がない場合
1 継続事業の前提に関する注記	○	×	項目記載不要
2 重要な会計方針	○	○	「該当なし」と記載
3 重要な会計方針の変更	○	○	項目記載不要
4 法人で採用する退職給付制度	○	○	「該当なし」と記載
5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分	○	○	「該当なし」と記載
6 基本財産の増減の内容及び金額	○	○	「該当なし」と記載
7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し	○	○	「該当なし」と記載
8 担保に供している資産	○	○	「該当なし」と記載
9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要）	○	○	項目記載不要
10 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要）	○	○	項目記載不要
11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	○	○	「該当なし」と記載
12 関連当事者との取引の内容	○	×	「該当なし」と記載
13 重要な偶発債務	○	×	「該当なし」と記載
14 重要な後発事象	○	○	「該当なし」と記載
15 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項	○	○	「該当なし」と記載

監事監査の実施、監査報告の作成

● 監事の監査について、監査報告には法令に定める事項を不足なく記載する。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P23～P25）

- 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない（法第45条の18第1項）。

毎会計年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければならない（法第45条の28）、計算書類及びその附属明細書（計算関係書類（規則第2条の26第1項））の監査と、事業報告及びその附属明細書（以下「事業報告等」という。）の監査について、それぞれ監査報告の内容及びその作成等の手続に関する規定が法及び規則に設けられている。
- 監事の監査については、計算関係書類の監査と事業報告等の監査のそれぞれについて、監査報告の内容を理事等に通知する監事（特定監事）を定めることができる（この監事を定めない場合は、全ての監事が通知を行うこととなる。規則第2条の28、第2条の34、第2条の37）。
- 計算関係書類の監査については、会計監査人設置法人では、計算関係書類に係る会計監査人の会計監査報告があることを前提として監事の監査が行われるため、会計監査人設置法人と会計監査人非設置法人とで監査の内容は異なることとなる。
- 会計監査人非設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続は、次のとおり定められている（規則第2条の27、第2条の28）。
 - ・ 監査報告の内容は次のとおりである（規則第2条の27）。
 - ① 監事の監査の方法及びその内容
 - ② 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
 - ③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
 - ④ 追記情報（i 会計方針の変更、ii 重要な偶発事象、iii 重要な後発事象のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項（規則第2条の27第2項））
 - ⑤ 監査報告を作成した日

- 会計監査人設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続は、次のとおり定められている（規則第2条の31及び第2条の34）。
 - ・ 監査報告の内容は次のとおりである（規則第2条の31）。
 - ① 監事の監査の方法及びその内容
 - ② 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由（会計監査報告を期限までに受領していない場合はその旨）
 - ③ 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）
 - ④ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
 - ⑤ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
 - ⑥ 監査報告を作成した日
- 事業報告等に係る監査については、次のとおり定められている。
 - ・ 監査報告等の内容は次のとおり規定されている（規則第2条の36）。
 - ① 監事の監査の方法及びその内容
 - ② 事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
 - ③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
 - ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
 - ⑤ 監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
 - ⑥ 監査報告を作成した日

参考文例

19-1~3

・ 監査報告書

理事会議案の調整①

● 理事会で決議を要する事項について調整（議案を作成）する。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P27～P28）

- 次の事項については、理事会の決議を要する。
 - ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
 - ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解任
 - ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ・ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）
 - ・ 競業及び利益相反取引の承認
 - ・ 計算書類及び事業報告等の承認
 - ・ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）
 - ・ その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）

【指導監査ガイドライン着眼点】（P14）。

- 計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を所轄庁に提出するに当たっては、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けたものでなければならない（法第45条の30、規則第2条の40）。ただし、会計監査人設置法人においては、一定の要件を満たす場合には、計算書類及び財産目録については定時評議員会においてその内容を報告することで足りる（法第45条の31、規則第2条の40）。

【定款例】

（評議員の選任及び解任）

- 第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事○名、事務局員○名、外部委員○名の合計○名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の○名以上が出席し、かつ、外部委員の○名以上が賛成することを要する。

（備考）

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。

なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第31条第5項）。

- 理事会の決議が必要な事項について、予め確認し、決議を得る。

- 招集する評議員会の議題、議案について、項目のみではなく、内容も諮ることに留意する。

（参考）決議されていないことが見受けられる事項

- ・ 理事・監事候補者（案）
- ・ 役員報酬額（案）
- ・ 役員等報酬基準（案）

- 計算関係書類（計算書類、附属明細書）及び財産目録、事業報告等（事業報告、附属明細書）について承認が必要となる。

- 各法人の定款や定款細則等で理事会で決議を要する事項について、規定内容を確認すること。

理事会議案の調整②

- 理事会で決議を要する事項について調整（議案を作成）する。
 - 次期役員候補（理事）に関して
 - 理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」又は「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」を選任すること。
 - 施設を設置している場合は、施設の管理者を1名以上選任すること。
 - 実際に法人運営に参加できない者等が名目的・慣例的に選任しないこと。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P18）

○ 理事のうちに、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれている必要がある（法第44条第4項第1号、第2号）。また、施設を設置している法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」（注）が理事として選任されている必要がある（同項第3号）。

（注）「施設の管理者」については、当該法人が複数の施設を設置している場合は、全ての施設の管理者を理事とする必要があるものではなく、施設の管理者のうち1名以上が理事に選任されていれば足りる。

なお、この場合の「施設」とは、原則として、法第62条第1項の第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいうが、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取扱う。

○ 「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。こ

のため、指導監査を行うに当たっては、監査担当者の主観的な判断のみで、必要な識見を有していない、あるいは実情に通じていない等の指摘を行うことや、識見を有する者であることの証明を求めることがないよう留意する必要がある。

なお、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に関する審査要領第3の（2）の記載は例示であって、それら者に限定されるものではなく、また、それらの者が必ず含まれなければならないものではないことに留意する必要がある。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P17）

○ 理事会の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではないため、理事にこのような者がいないかについて確認する。

この場合の理事として不適当であると判断するための基準は、原則として、前年度から当該年度までの間において理事会を2回以上続けて欠席している者であることによることとする（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）。

理事会議案の調整③

- 理事会で決議を要する事項について調整（議案を作成）する。
 - 次期役員候補（監事）に関して
 - 監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」を選任すること。
 - 実際に法人運営に参加できない者等が名目的・慣例的に選任しないこと。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P23）

- 監事は、監査を行うに当たり、法人の業務及び財産の状況を確認することから、「社会福祉事業について識見を有する者」（注1）及び「財務管理について識見を有する者」（注2）が含まれている必要がある（法第44条第5項）。
- 「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。このため、指導監査を行うに当たっては、監査担当者の主観的な判断で識見を有していないとの指摘を行うことや、識見を有する者であることの証明を求めることがないように留意する必要がある。

（注1）「社会福祉事業について識見を有する者」についての審査要領の記載（第3の（1））は例示であって、それらの者に限定されるものではなく、また、それらの者が必ず含まなければならないものでもない。

（注2）「財務管理について識見を有する者」については、公認会計士又は税理士が望ましい（審査基準第3の4の（5））。また、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者も考えられるが、これらの者に限られるものではない。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P22）

- 監事の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に監事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではないため、監事にこのような者がいないかを確認する。

この場合の監事として不適当であると判断するための基準は、原則として、当該年度及びその前年度において理事会を2回以上続けて欠席している者であることによることとする。（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）

理事会議案の調整④

- 理事会で決議を要する事項について調整（議案を作成）する。
 - 次期役員候補に関して
 - 理事の選任について、候補者が欠格事由に該当しないこと、各理事との特殊の関係の状況、暴力団員等の反社会的勢力の者でないことを履歴書又は誓約書等で確認する。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P16～17）

- 理事は、理事会の構成員として、法人の業務執行の決定をする等法人の運営における重要な役割を担い、その職務を個々の責任に基づいて行うものであることから、当該責任を全うさせるため、理事について、一定の事由が欠格事由（注1）として定められる（法第44条第1項により準用される法第40条第1項）とともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を果たすため、各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計（注2）が、理事総数の3分の1（上限は当該理事を含めずに3人）を超えて含まれてはならない（法第44条第6項）。また、法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わってほならず、評議員と同様に暴力団員等の反社会的勢力の者が理事になることはできない。

（注1）欠格事由（理事となることができない者）については、評議員と同じく次のとおりである。

- ① 法人
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

（注2）各理事と特殊の関係にある者の範囲は次のとおり。

- ① 配偶者
- ② 三親等以内の親族
- ③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の10）
 - i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ii 当該理事の使用人
 - iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - iv ii 又は iii の配偶者
 - v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限り。）
（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

vii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限り。）

- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

- 法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。特に、欠格事由の②「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の確認方法としては、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。指指導監査を行うに当たっては、法人が何らかの方法によりこれらの事項を確認しているかについて確認する。

- 上記（注2）特殊の関係にある者の③のviiに該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の理事となることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第1項第2号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」（同項第3号）と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに所轄庁等関係行政庁は留意する必要がある。

- 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員総数（注3）の5分の1を超える割合を占める場合は、不当な関与といえるため、法により認められていない（法第109条第5項）。

（注3）法第109条第5項は、役員総数に対する関係行政庁の職員である役員
の割合について規定しており、役員、すなわち、理事と監事の合計数で
判断される。

参考文例

1、2

・ 役員等誓約書、役員等就任承諾書兼誓約書

理事会議案の調整⑤

- 理事会で決議を要する事項について調整（議案を作成）する。
 - 次期役員候補に関して
 - 監事の選任について、候補者が欠格事由に該当しないこと、各役員との特殊の関係の状況、暴力団員等の反社会的勢力の者でないことを履歴書又は誓約書等で確認する。

【指導監査ガイドライン着重点】（P21～22）

○ 監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、欠格事由（注1）が定められるとともに（法第44条第1項により準用される法第40条第1項）、理事の職務の執行を監査する役割を果たすため、理事又は職員を兼ねることはできないこと（法第44条第2項）、各役員と特殊の関係にある者（注2）が含まれてはならないこと、また、複数（2人以上）の監事がそれぞれ独立して職務を執行することから他の監事と特殊の関係にある者が含まれてはならないこと（法第44条第7項）が定められている。さらに、法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならないものであり、評議員や理事と同様に暴力団員等の反社会的勢力者が監事になることはできない。

（注1）欠格事由（監事となることができない場合）は、評議員及び理事と同じ

（注2）各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおりである。

- ① 配偶者
- ② 三親等以内の親族
- ③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の11）
 - i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ii 当該役員の使用人
 - iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - iv ii 又は iii の配偶者
 - v i～iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限り。）
（注）法人ではない団体の代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。viiにおいて同じ。
 - vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限り。）
 - viii 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。）
 - ix 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限り。）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

※ 法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当でないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能である。

- 法人においては、監事の選任に当たり、欠格事由を有していないか、各役員（理事及び監事）と特殊の関係にある者が含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認を行うことも考えられる。特に、欠格事由の②「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の確認方法としては、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。指指導監査を行うに当たっては、法人が何らかの方法でこれらの事項を確認しているかを確認する。
- 上記（注2）の特殊の関係にある者の③のixに該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の監事となることは法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第1項第2号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」（同項第3号）と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに所轄行政庁等は留意する必要がある。
- 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員総数（注3）の5分の1を超える割合を占める場合は不当な関与であると考えられるため、法により認められていない（法第109条第5項）。
（注3）法第109条第5項は、役員総数に対する関係行政庁の職員である役員との割合について規定しており、役員、すなわち、理事と監事の合計数で判断されるものである。

参考文例

1、2

・ 役員等誓約書、役員等就任承諾書兼誓約書

理事会議案の調整⑥

- 理事会で決議を要する事項について調整（議案を作成）する。
 - 次期役員候補に関して
 - 理事、監事の選任について、就任の意志表示の確認は、就任承諾書等文書により行う。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P15、P20）

- 法人と理事との関係は、評議員と同様に、委任に関する規定に従う（法第38条）。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾したことにより、その時点（承諾のときに理事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から理事となることから、この就任の承諾の有無についての指導監査を行うに当たっては、理事の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要がある。なお、理事の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必ず必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により理事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。
- 法人と監事との関係は、評議員や理事と同様に、委任に関する規定に従う（法第38条）。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾することで、その時点（承諾のときに監事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から監事となることから、この就任の承諾の有無についての指導監査を行うに当たっては、監事の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要がある。なお、監事の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱を行うことが必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により監事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。

参考文例 2

- ・ 役員等就任承諾書兼誓約書

理事会招集通知の発出

- 理事及び監事の全員に期限までに招集通知を発出する。（定款に通知期間の定めがない場合、理事会開催日の1週間前まで（中7日間））
- 招集通知を省略した場合は、理事及び監事全員が同意したことを確認できるようにする。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P26～P27）

- 理事会は、各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事）が招集することとされている（法第45条の14第1項）。また、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その他の理事は招集権者である理事に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができ（同条第2項）、当該請求があった場合には、請求日から5日以内に、理事会の招集通知（請求日から2週間以内の日に理事会を開催するものである必要がある。）が発せられない場合には、その請求をした理事が理事会を招集することができる（同条第3項）。
- 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（中7日間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければならない（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項）。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができる（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項）。

なお、理事会の招集通知は、各監事（監事の全員）に対しても発出しなければならないことに留意する必要がある。

- 指導監査を行うに当たっては、理事会を招集した理事（法第45条の14第3項により招集した理事を含む。）が開催通知を期限までに発出しているか、招集通知を省略している場合には、理事及び監事の全員の同意があるかを確認する。

なお、理事会の招集通知を省略することについての理事及び監事の同意の取得・保存の方法について、法令上の制限はないが、法人において、理事及び監事の全員が同意書を提出することとする、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくことが望ましい。

参考文例

6、7

- ・ 定時評議員会前の理事会 招集通知・回答書
- ・ 理事会招集手続きの省略における同意書

理事会の開催①

- 理事会の決議について、決議前に特別の利害関係を有する理事の存否を確認する。
- 上記の内容を議事録等で確認できるようにする。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P28）

○ 理事会の決議には、決議に特別の利害関係（注1）を有する理事が加わるできない（法第45条の14第5項）。理事会の決議に特別の利害関係を有している理事が加わっていないかについての確認は法人において行われる必要があり、その確認が行われているかについて指導監査で確認する。この確認は原則として議事録で行うものであるが、当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には、法人に申し出ることを定めた通知を発出した場合や、理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めている場合は、個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はなく、決議に利害関係を有する理事がいない場合には、議事録への記載も不要であることに留意が必要である。

（注1）「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する忠実義務（法第45条の16第1項）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」がある場合としては、理事の競業取引（注2）や利益相反取引（注3）の承認（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項）や理事の損害賠償責任の一部免除の決議（法第45条の20第4項により準用される一般法人法第114条第1項（法人の定款に規定がある場合に限る。））等の場合がある。

（注2）理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと

（注3）理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと

参考文例 6、9

【事前の確認】

- 定時評議員会前の理事会 招集通知・回答書
- 理事会決議の省略 提案書・同意書・確認書

参考文例 8、10

【議事録への記載】

- 定時評議員会前の理事会 議事録
- 理事会決議の省略 議事録

理事会の開催②

- 理事会の決議について、書面による議決権の行使は行えないことに留意する。
- 理事会の決議を省略する場合は、理事・監事全員から事前の同意の意思表示を得る。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P28）

- 平成28年改正法の施行前は、定款に定めることにより、欠席した理事の書面による議決権の行使（書面議決）が認められていたが、平成28年改正法の施行後は、理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこととされており、書面議決の方法によることはできなくなっている。書面による議決権の行使がなされた場合にはその取扱いを是正する必要があり、指導監査を行うに当たってはこの書面議決がなされていないかを確認する。
- 理事会の議案について、理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することは認められているため、定款において決議の省略の定めがある場合には、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされる（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条）。この場合には、理事会の決議が省略されたことが理事会議事録の記載事項となり（規則第2条の17第4項第1号）、理事の全員の意思表示を記す書面又は電磁的記録は、決議があったとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない（法第45条の15第1項）（指導監査における取扱いについては、6の（2）記録を参照）。また、当該提案について監事が異議を述べたときは、決議要件を満たさないため、監事からも事前に同意の書面を徴収することが望ましい。

参考文例 9

- 理事会決議の省略 提案書・同意書・確認書

理事会の開催③

- 監事の選任について、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、監事の現員の過半数の同意を得る。
- 現員の監事の同意は、同意書や監事の選任に関する議案を決定する理事会において得る。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P20）

○ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数（注）の同意を得なければならない（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）、指導監査を行うに当たっては、監事の過半数の同意を得ているかについて確認する。

（注）「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。

なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない。

【同意を得たことの確認】

○ 下記の方法が考えられるが、理事会当日、監事欠席の場合があることも考慮すると同意書が望ましい。

- 各監事ごとに作成した同意書
- 監事の連名による同意書
- 監事の選任に関する議案を決定する理事会において、同意を示した監事名を明らかにするとともに、その旨、議事録に記載。（議事録には同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印が必要。）

参考文例

5、8

- 監事選任議案に関する監事の同意書
- 定時評議員会前の理事会 議事録

理事会の開催④

- 理事長及び業務執行理事（選任されている場合）は、理事会において、法令又は定款の定めにより、職務執行に関する報告を行う。
- 議事録に職務執行に関する報告を行ったことを確認できるように記載する。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P29）

- 理事長及び業務執行理事は、理事会（注1）において、3か月に1回以上職務の執行状況についての報告をする。なお、この報告の回数は定款の相対的記載事項であり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上（注2）とすることができる（法第45条の16第3項）。

指導監査を行うに当たっては、理事長及び業務執行理事が法令又は定款の定めに基づき報告をしているかを確認する。

（注1）この報告は、実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において行わなければならない。

（注2）定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」と定めた場合、同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超えている必要があるが、会計年度をまたいだ場合、前回理事会から4か月を超える間隔が空いていなくても差し支えない。例えば、定款の定めに基づき、理事会を毎会計年度6月と3月に開催している場合、3月の理事会と6月の理事会との間隔は4か月を超えるものではないが、会計年度をまたいでいるため、当該間隔が4か月を超えていなくても差し支えない。

なお、理事の理事会への報告事項については、理事及び監事の全員に当該事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を要しない（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第1項）。例えば、同条第1項の規定により報告を省略できるものとしては、競業又は利益相反取引をした理事の当該取引に関する報告（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項）がある。もっとも、上記の理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の定期的な報告については、この規定は適用されず（同条第2項）、必ず実際に開催された理事会において報告を行う必要がある。

参考文例

20、8

- ・ 職務執行状況報告書
- ・ 定時評議員会前の理事会 議事録

理事会の開催⑤

- 理事会の議事録には、法令に定める事項を漏れなく記載する。
- 理事会の決議を省略した場合も議事録を作成する。
- 議案書等理事会に諮った資料も漏れなく編綴する。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P30～P31）

- 議事録の記載事項は、次のとおりである（規則第2条の17第3項）。
 - ① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）
 - ② 理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨
 - i 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの（法第45条の14第2項）
 - ii 招集権者以外の理事が招集したもの（法第45条の14第3項）
 - iii 監事が招集を請求したことにより招集されたもの（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第2項）
 - iv 監事が招集したもの（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第3項）
 - ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
なお、理事会の決議に参加した理事であって、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される（法第45条の14第8項）ことから、議事録においては、決議に関する各理事の賛否について正確に記録される必要がある。
 - ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名
 - ⑤ 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - i 競業又は利益相反取引を行った理事による報告（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項）
 - ii 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条）
 - iii 理事会において、監事が必要であると認めた場合に行う監事の意見（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項）
- ⑥ 理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合（法第45条の14第6項）の、理事長以外の出席した理事の氏名
- ⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合）

⑧ 議長の氏名（議長が存する場合）

- 理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条）は、理事会において実際の決議があったものではないが、次の事項を議事録に記載する（規則第2条の17第4項第1号）。
 - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 理事、監事及び会計監査人が、理事会への報告事項について報告を要しないこととされた場合（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第1項）は、理事会において実際に報告があったものではないが、次の事項を議事録に記載する（規則第2条の17第4項第2号）。
 - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 理事会は、法人の業務執行の決定等の法人運営に関する重要な決定を行うものであり、評議員や債権者が閲覧等を行えるようにするため、議事録については、理事会の日から10年間、書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置く必要があり、また、理事会の議決を省略した場合（（1）の2参照）には、理事全員の同意の意思表示を記載若しくは記録した書面又は電磁的記録を、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置く必要がある（法第45条の15第1項）。

参考文例

8、10

- ・ 定時評議員会前の理事会 議事録
- ・ 理事会決議の省略 議事録

理事会の開催⑥

- 理事会の議事録について、法令又は定款の規定に従って、議事録署名人の署名又は記名押印をする。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P31）

- 議事録については、その真正性を確保するため、出席者の署名又は記名押印に関する規定が設けられている。法律上、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印が必要とされているが、議事録署名人の範囲は定款の相対的記載事項であり、定款に定めることにより、理事全員ではなく理事長のみの署名又は記名押印で足りることとなる（法第45条の14第6項）。なお、議事録は、書面又は電磁的記録により作成する（規則第2条の17第2項）が、電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印の代わりに電子署名をすること（規則第2条の18第1項第1号、第2項）が必要である。

参考文例 8

- ・ 定時評議員会前の理事会 議事録

- 理事会の議事録には、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印を行う。
- ただし、定款に「出席した理事長及び監事が署名又は記名押印を行う。」と規定している場合は、これに従う。
→理事長が欠席した場合は、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印が必要となる。

事業報告等、計算関係書類及び監査報告を事務所に備え置き

- 定時評議員会の2週間前の日（中14日間）から、事業報告等（事業報告・附属明細書）、計算関係書類（計算書類・附属明細書）、監査報告を主たる事務所に備え置く。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P9）

- （中略）定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（法第45条の32第1項）との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保する。（後略）

【社会福祉法】

（計算書類等の備置き及び閲覧等）

第四十五条の三十二 社会福祉法人は、計算書類等（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定時評議員会の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 社会福祉法人は、計算書類等の写しを、定時評議員会の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号並びに第四項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

定時評議員会議案の調整

● 評議員会で決議を要する事項について調整（議案を作成）する。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P10～P11）

○ 評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができる（法第45条の8第2項）。定款に定める事項の他、次の事項について、評議員会の決議が必要である。

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任及び解任（法第43条、法第45条の4）
- ・ 理事、監事の報酬等の決議（定款に報酬等の額を定める場合を除く。）（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条）
- ・ 理事等の責任の免除（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第112条、第113条第1項）
- ・ 役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項）
- ・ 計算書類の承認（法第45条の30第2項）
- ・ 定款の変更（法第45条の36第1項）
- ・ 解散の決議（法第46条第1項）
- ・ 合併の承認（法第52条、第54条の2第1項、第54条の8）
- ・ 社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項）

なお、定時評議員会に提出された事業報告については、定款において承認が必要と定めた場合を除き、承認は不要だが、理事による報告が必要となる（法第45条の30第3項）。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P14）

○ 計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を所轄庁に提出するに当たっては、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けたものでなければならない（法第45条の30、規則第2条の40）。ただし、会計監査人設置法人においては、一定の要件を満たす場合には、計算書類及び財産目録については定時評議員会においてその内容を報告することで足りる（法第45条の31、規則第2条の40）。

（注1）会計監査人設置法人が、次の①から③の全ての要件を満たす場合には、計算書類又は財産目録について、評議員会の承認を要せず、報告で足りることとなる（規則第2条の39、第2条の40）。

- ① 計算書類又は財産目録についての会計監査報告に無限定適正意見が付されていること
- ② 会計監査報告に関する監事の監査報告に、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと
- ③ 計算書類又は財産目録について、特定監事が期限までに監査報告の内容を通知しなかったことにより、監事の監査を受けたものとみなされたものでないこと

● 評議員会の決議が必要な事項について、予め確認し、決議を得る。

● 計算書類（計算書類）及び財産目録については承認（会計監査人設置法人は一定の要件を満たした場合は、報告で可）、事業報告については報告が必要となる。

● 各法人の定款で評議員会で決議を要する事項について、規定内容を確認すること。

定時評議員会招集通知の発出

- 評議員の全員に期限までに招集通知を発出する。（評議員会開催日の1週間前まで（中7日間））
- 招集通知を省略した場合は、評議員全員が同意したことを確認できるようにする。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P9～10）

- 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等（注）を定め、理事が評議員会の1週間（中7日間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知をする方法で行われなければならない（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12。ただし、定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（法第45条の32第1項）との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保する）なお、電磁的方法で通知をする場合には、評議員の承諾を得なければならない。指導監査を行うに当たっては、これらの手続が適正になされているかについて確認する。

（注）理事会の決議により定めなければならない事項（招集通知に記載しなければならない事項）（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項）

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項
- ③ 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。施行規則第2条の12）

なお、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができることとされており（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条）、この場合には招集の通知を省略できるが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意するとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要である。

参考文例 11、12

- ・ 定時評議員会 招集通知・回答書
- ・ 定時評議員会招集手続きの省略における同意書

定時評議員会の開催①

- 評議員会の決議について、決議前に特別の利害関係を有する評議員の存否を確認する。
- 上記の内容を議事録等で確認できるようにする。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P11）

- 評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係（注）を有する評議員が加わることはできないことから（法第45条の9第8項）、当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要がある。そのため、当該法人においてその確認がなされたかを、指導監査において確認する必要がある。この確認は、原則として議事録で行うものであるが、評議員会の招集通知と併せて、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合や、評議員の職務の執行に関する法人の規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合には、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある評議員がいない場合には、議事録の記載も不要である。

（注1）「特別の利害関係」とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務（法第38条、民法（明治29年法律第89号）第644条）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものである。

参考文例

11、14

【事前の確認】

- ・ 定時評議員会 招集通知・回答書
- ・ 評議員会決議の省略 提案書・同意書

参考文例

13、15

【議事録への記載】

- ・ 定時評議員会 議事録
- ・ 評議員会決議の省略 議事録

定時評議員会の開催②

- 理事の選任に関する議案について
 - 評議員会では、候補者が「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」又は「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」である旨説明をする。
 - 理事の選任について、評議員会の決議は定款の定めるところにより候補者ごとに行う。
 - 議事録に上記のとおり行ったことを確認できるように記載する。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P18）

- 理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれている必要がある（法第44条第4項第1号、第2号）。また、施設を設置している法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」（注）が理事として選任されている必要がある（同項第3号）。

（注）「施設の管理者」については、当該法人が複数の施設を設置している場合は、全ての施設の管理者を理事とする必要があるものではなく、施設の管理者のうち1名以上が理事に選任されていれば足りる。

なお、この場合の「施設」とは、原則として、法第62条第1項の第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいうが、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取扱う。

- 「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。このため、指導監査を行うに当たっては、監査担当者の主観的な判断のみで、必要な識見を有していない、あるいは実情に通じていない等の指摘を行うことや、識見を有する者であることの証明を求めることがないよう留意する必要がある。

なお、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に関する審査要領第3の（2）の記載は例示であって、それらの者に限定されるものではなく、また、それらの者が必ず含まれなければならないものではないことに留意する必要がある。

【定款例】

（決議）

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

参考文例

3、13

- 役員候補者名簿
- 定時評議員会 議事録

定時評議員会の開催③

- 監事の選任に関する議案について
 - 評議員会では、候補者が「社会福祉事業について識見を有する者」又は「財務管理について識見を有する者」である旨説明をする。
 - 監事の選任について、評議員会の決議は定款の定めるところにより候補者ごとに行う。
 - 議事録に上記のとおり行ったことを確認できるように記載する。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P23）

- 監事は、監査を行うに当たり、法人の業務及び財産の状況を確認するものであることから、「社会福祉事業について識見を有する者」（注1）及び「財務管理について識見を有する者」（注2）が含まれている必要がある（法第44条第5項）。
- 「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。このため、指導監査を行うに当たっては、監査担当者の主観的な判断で識見を有していないとの指摘を行うことや、識見を有する者であることの証明を求めることがないように留意する必要がある。

（注1）「社会福祉事業について識見を有する者」についての審査要領の記載（第3の（1））は例示であって、それらの者に限定されるものではなく、また、それらの者が必ず含まなければならないものでもない。

（注2）「財務管理について識見を有する者」については、公認会計士又は税理士が望ましい（審査基準第3の4の（5））。また、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者も考えられるが、これらの者に限られるものではない。

【定款例】

（決議）

- 第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

参考文例

3、13

- 役員候補者名簿
- 定時評議員会 議事録

定時評議員会の開催④

- 評議員会の議事録には、法令に定める事項を漏れなく記載する。
- 評議員会の決議を省略した場合も議事録を作成する。
- 議案書等評議員会に諮った資料も漏れなく編綴する。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P12～P13）

○ 議事録の記載事項としては、開催された評議員会に関する事項（規則第2条の15第3項）（注1）、評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）の事項（同条第4項第1号）（注2）及び理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の事項（同項第2号）（注3）があり、必要な記載事項が記載されているかについて確認する。

（注1）開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項（規則第2条の15第3項）。

- ① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - i 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見（法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第1項）
 - ii 監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由（辞任後最初に開催される評議員会に限る。法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第2項）
 - iii 会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見（法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第4項）
 - iv 会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見（辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。同上）
 - v 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第102条）
 - vi 監事による監事の報酬等についての意見（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第3項）
 - vii 会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見（法第45条の19第6項において準用する一般法人法第109条第1項）

viii 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見（法第45条の19第6項において準用する一般法人法第109条第2項）

- ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- ⑥ 議長の氏名（議長が存する場合に限る。）
- ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（注2）評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）の議事録の記載事項（規則第2条の15第4項第1号）

- ① 決議を省略した事項の内容
- ② 決議を省略した事項の提案をした者の氏名
- ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を事務所に備え置くだけではなく、内容について評議員会の議事録に記載しなければならないことに留意すること。

（注3）理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の議事録の記載事項（同項第2号）

- ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示に係る書面等を事務所に備え置く必要はないこと。

○ 議事録については、記載された事項の全てについて、評議員や債権者等が、その関係書類と併せて内容の確認ができるよう明確に記載する方法によらなければならない。

参考文例

13、15

- ・ 定時評議員会 議事録
- ・ 評議員会決議の省略 議事録

定時評議員会の開催⑤

- 評議員会の議事録について、定款の規定に従って、議事録署名人の署名又は記名押印をする。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P13）

○ 定款に議事録署名人（議事録に署名又は記名押印することと定められた者をいう。）が定められている場合には、定款に従ってその署名又は記名押印がされているかを確認する。なお、法令上は、評議員会の議事録に、出席した評議員が署名又は記名押印をすることを必要とする旨の規定はないが、議事録の内容が適正なものであることを担保する観点から、定款に議事録署名人に関する規定を設けることが望ましい（定款例第14条参照）。

【定款例】

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

参考文例13

- ・ 定時評議員会 議事録

- ・ 定款の定めにより、定時評議員会の議事録には、出席した評議員（議事録署名人）の署名又は記名押印を行う。
- ・ 規則第2条の15第3項により、理事会の議事録とは異なり、議事録の作成に係る職務を行った者を記載する必要がある。（P26参照）

新役員による理事会の議案の調整①

- 理事会で決議を要する事項について調整（議案を作成）する。
 - 理事長（及び業務執行理事）の選定
 - (定款等の定めにより)評議員候補者の推薦の提案、評議員選任・解任委員会の開催
 - (委員の任期満了や委員である監事の退任等に応じて)評議員選任・解任委員の選任
 - 次期評議員候補に関して
 - 「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有している者」を選任すること。
 - 実際に評議員会に参加できない者等が名目的・慣例的に選任しないこと。



P7参照

【指導監査ガイドライン着眼点】（P6）

- 評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任する（法第39条）。そのため、法人は、定款で評議員の選任のために必要な事項（例：評議員選任・解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する）を定め、その定めに基づき評議員の選任を行う。ただし、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第31条第5項）。
- 指導監査を行うに当たっては、評議員が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として選任された者であること、及び法令又は定款に定められた方法によりその選任が行われていることを確認する。この評議員の資格については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として法人において適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。そのため、指導監査を行うに当たっては、監査担当者の主観的な判断で、必要な識見を有していない等の指摘を行うことや、識見を有する者であることの証明を求めることがないよう留意する必要がある。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P8）

- 評議員会の役割の重要性に鑑みると、実際に評議員会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではないため、評議員にこのような者がいないかについて確認する。

この場合に、評議員として不適当であるとの判断を行う基準は、原則として、前年度から当該年度までの間における評議員会を全て欠席している者であることとする。ただし、指導監査を行う時点において、前記の評議員会の開催が1回のみである場合には、直近2回の評議員会を欠席している者であることとする（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）。

新役員による理事会の議案の調整②

- 理事会で決議を要する事項について調整（議案を作成）する。
 - 次期評議員候補に関して
 - 候補者が欠格事由に該当しないこと、各評議員及び各役員との特殊の関係の状況、暴力団員等の反社会的勢力の者でないことを履歴書又は誓約書等で確認する。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P7～8）

○ 評議員会は、役員の選任・解任の権限や定款変更の承認等の法人の基本的事項について決議する権限を有し、これらを通じて中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関である。そして、その評議員会を構成する評議員の職務については、個々の評議員の責任に基づき行われるものであることから、当該責任を全うさせるため、一定の場合が欠格事由として定められる（法第40条第1項。注1）とともに、当該法人の役員若しくは職員を兼ねることができないこと（法第40条第2項）、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者（注2）を評議員として選任することができないこと（法第40条第4項及び第5項）が定められている。また、法人の高い公益性に鑑み、法人は暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならず、暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員になることはできない。

（注1）欠格事由（評議員となることができない者）は次のとおり。

（理事及び監事と同様であるため、省略（P10参照））

（注2）各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおり。

- ① 配偶者
- ② 三親等以内の親族
- ③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の7、第2条の8）
 - i 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ii 当該評議員又は役員の使用人
 - iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - iv ii 又は iii の配偶者
 - v i ～ iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - vi 当該評議員又は役員が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。）
（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。
- vii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

viii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。）

・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

※ 法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当ではない。このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当ではない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。

○ 法人は、評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないものであるが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。特に、欠格事由の②「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の確認方法としては、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。指導監査を行うに当たっては、法人が何らかの方法によりこれらの事項を確認した上で選任を行っているかについて確認する。

○ 上記（注2）の特殊の関係にある者の③のviiiに該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の評議員になることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第1項第2号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」（同項第3号）と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに所轄庁等関係行政庁は留意する必要がある。

○ 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が評議員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員と同様に、評議員総数の5分の1を超える割合を占める場合は、不当な関与に当たると考えられる（法第109条第5項（役員に関する規定）参照）。

参考文例

1、2

・ 役員等誓約書、役員等就任承諾書兼誓約書

新役員による理事会の招集通知の発出・理事会の開催

- 定時評議員会終了後、速やかに理事会を招集する。
- 招集通知を省略することも可能。その場合は、理事及び監事全員が同意したことを確認できるようにする。

➡ P13参照

- 特に、理事・監事の選任の決議を行った定時評議員会の後に開催する理事会の招集手続は、新しく選任された理事が招集する必要がある。また、招集通知を省略する場合は新しく選任された理事及び監事の同意が必要となる。
- 評議員会で新理事が選任された後、速やかに新たな理事長を選定することが必要である。なお、理事会の招集手続きの省略等により同日開催することも可能であり、同日開催としない場合にも、速やかに理事会において理事長選定を行うことが必要である。

- 理事会を開催し、提案された議案を決議する。
- 理事長の職務代行者を選定しないこと。

➡ P14～15参照

【指導監査ガイドライン着眼点】（P19）

- 理事長は、法人の代表権（法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を対外的にする権限（法第45条の17第1項））を有するとともに、対内的に法人の業務を執行する権限も有する（法第45条の16第2項第1号）ものであり、理事会で理事の中から選定されなければならない（法第45条の13第3項）。

なお、平成28年改正法の施行後においては、法律上、法人の代表権を有する者は理事長のみとされ、理事長の代表権を他の者に委任することはできない（理事長の職務代行者を定め、職務代行者名で法人の代表権を行使できることとする旨の定款の記載は無効である。）。また、法人の代表者の登記については、法に定める理事長以外の者を代表者として登記することはできないことにも留意する必要がある。

- 理事長の他に、理事の中から法人の業務を執行する理事（業務執行理事）を理事会で選定することができる（法第45条の16第2項第2号）。なお、業務執行理事は、法人の代表権を有さない（理事長の職務代理者として法人の対外的な業務を執行することはできず、業務を執行する場合には理事長名で行う）ことに留意する必要がある。
- 指導監査を行うに当たっては、理事長が理事会の決定により選定又は解職されているか、業務執行理事を置く場合には理事会により選定されているかについて確認する。なお、理事長及び業務執行理事の選定又は解職については、法令上の手続に関する特別の規定はなく、理事会の決議事項（法第45条の14）として、法令及び定款に定める手続に従って行う。

- 理事会議事録を作成する。

➡ P18～19参照

評議員選任・解任委員会の招集・開催

- 新役員による理事会終了後、速やかに評議員選任・解任委員会を開催する。
- 評議員選任・解任委員会の招集・開催・議事録の作成は、定款等の定めに基づき、適正に行う。
- 評議員の選任に関して
 - 候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨説明をする。
 - 決議は定款等の定めるところにより候補者ごとに行う。
 - 議事録に上記のとおり行ったことを確認できるように記載する。

【指導監査ガイドライン】（P6）

- 評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任する（法第39条）。そのため、法人は、定款で評議員の選任のために必要な事項（例：評議員選任・解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する）を定め、その定めに基づき評議員の選任を行う。ただし、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第31条第5項）。
- 指導監査を行うに当たっては、評議員が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として選任された者であること、及び法令又は定款に定められた方法によりその選任が行われていることを確認する。この評議員の資格については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として法人において適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。そのため、指導監査を行うに当たっては、監査担当者の主観的な判断で、必要な識見を有していない等の指摘を行うことや、識見を有する者であることの証明を求めることがないよう留意する必要がある。
- 法人における評議員の選任の手続においては、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明することが必要である。

- 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する（社会福祉法第42条第1項）ため、任期が重複しないよう、任期の終期である定時評議員会の後に、速やかに新しい評議員の選任を行うことが適当である。
- 招集手続の省略などの定めがある場合は新役員による理事会と同日開催も可能であり、同日開催としない場合にも、速やかに評議員選任・解任委員会において評議員の選任を行うことが必要である。

資産の総額等の登記

- 登記事項について、定められた期間内に変更登記を行う。

【指導監査ガイドライン着眼点】（P82）

○ 法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する（法第34条）こととされている。登記事項の変更がある場合は、政令に定めるところ（注1、注2）により、変更の登記をしなければならない（法第29条第1項）。

（注1）政令に定める登記事項（組合等登記令第2条及び別表）は次のとおり。

- ① 目的及び業務、②名称、③事務所の所在場所、④代表権（注3）を有する者の氏名、住所及び資格、
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥資産の総額

（注2）変更登記の期限（組合等登記令第3条）

- ・ 資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたときから2週間以内
- ・ 資産の総額については、毎事業年度の末日から3月以内（毎年度6月未まで）

（注3）法人の代表権を有する者は、理事長のみであり、平成28年改正法施行前に、複数の理事が代表者として登記されていた法人にあっては、平成28年改正法施行後に理事長を選任した後、理事長以外の理事は代表権を有しないこととなり（平成28年改正法附則第15条）、理事長以外の代表者登記は抹消しなければならないことに留意すること。

- 所轄庁への届出等

資料3-1 参照

参考資料一覧

資料名	資料作成者等	掲載ホームページ
社会福祉法人運営事務参考文例	宮城県保健福祉部社会福祉課	宮城県保健福祉部社会福祉課ホームページ http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/syahuku-kaikaku.html
社会福祉法人指導監査要綱の制定について（指導監査ガイドライン） （H29.4.27付雇児発第0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号）	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長	厚生労働省社会福祉法人制度改革ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html
社会福祉法人の定款例		